

マイナ保険証の利用登録をお願いします

今年の12月2日に、現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用すること）を基本とする仕組みに移行します。

※マイナ保険証を利用できない人は、病院を受診することができ資格確認書を発行します。

マイナ保険証を使うメリットは、主に3つあります。

◆高額療養費の一時支払いの免除

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。事前申請など不要です。

◆お薬や診療の履歴に基づいたより良い医療が受けられる

過去のお薬情報や健康診断の結果が見られるようになるため、治療に役立てることができます。

◆確定申告時に医療費控除が簡単に

マイナポータルからe-Taxに連携することで、マイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、データを自動入力できます。医療費の領収証の管理・保管は不要です。

安全性について、マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。万が一、紛失した場合にはいつでも一時利用停止できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、利用登録が必要ですが、まだ利用登録をしていない人は、市役所のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーや、マイナポータル、セブン銀行のATMで簡単に登録ができます。

ぜひマイナ保険証を使ってみてください。

●問い合わせ先

国民健康保険の人

国民年金課国民年金担当

☎(580)1846

後期高齢者医療の人

国民年金課医療担当

☎(580)1847

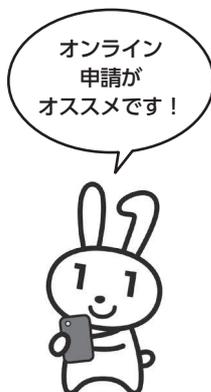
※国民健康保険・後期高齢者医療以外の人は、保険証に記載の発行元（保険者）に問い合わせてください。



市ホームページ

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードを持っていない人は、この機会に申請をお願いします。申請から受け取りまで約1カ月程度かかりますので、早めに申請してください。



●申請方法

◆オンラインで申請

交付申請書を持つている場合は、交付申請書の二次元コードを、スマートフォンで読み取ること、オンライン申請ができます。顔写真はスマートフォンで撮影したものを使用できます。

◆郵送で申請

交付申請書に顔写真を貼付し、郵送することで申請できます。（窓口にも提出できます。）



マイナンバーカード総合サイト



マイナンバーカード総合サイト

◆まちなかの証明写真機で申請
証明写真機で顔写真を撮影し、そのまま申請できます。



マイナンバーカード総合サイト

●交付申請書を持っていない場合
住所地に郵送します。市役所に問い合わせてください。

●カードの受け取りについて

申請後、約1カ月後にカードができます。受け渡しの準備ができたら、市から住所地宛てに交付通知書を送付します。必要書類を持って、本人が市役所に受け取りに来てください。

※病気などのため、本人の受け取りが困難な場合は、代理受け取りが可能なので、事前に問い合わせてください。

●問い合わせ先

総合窓口センター受付・サービス担当
☎(580)1842